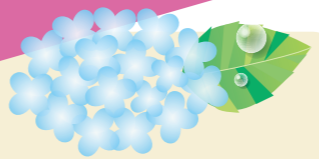


7月16日(月・祝) 復興プレミアム商品券 販売!



販売日 7月16日(月・祝)
午前10時～午後4時まで
※ただし完売できない場合は多古町商工会
で販売を継続します。

販売場所 多古町商工会・旧JA多古町常磐支所倉庫・十余三公民館

発行総数 5,000セット限定 11枚1セット10,000円

商品券発行内容
(1) 1枚1,000円の商品券を、11枚1セット10,000円で販売します。
(1割のプレミアム付き)
(2) 商品券の発行総数は5,000セット(5,500万円)です。
(3) 一人当たりの購入は5セット(50,000円)までとします。

商品券の使用期間 7月16日(月・祝)～平成25年1月15日(火)
商品券使用の際は、原則としてつり銭は支払われません。

お問い合わせ ● 多古町商工会 ☎ 76-2206



第30回記念 多古町民ふれあい号の旅

～「北海道道東」2泊3日の旅～

■旅行期間 9月30日(日)～10月2日(火)

- 募集人数** 先着80人
- 参加費** 58,000円
- 対象者** 多古町在住または在勤の方
- 募集期間** 7月2日(月)～8月3日(金)



- 行程**
- 9月30日(日) 多古町役場(集合) → 成田空港 → 旭川空港 → 層雲峡 → 北海道野生王国 → オホーツク観光物産館 → 知床(泊)
 - 10月1日(月) ホテル → オシンコシンの滝 → 知床五湖 → 知床峠 → 道の駅 知床・らうす → 摩周湖 → 阿寒湖温泉(泊)
 - 10月2日(火) ホテル → 花畑牧場 → 十勝清水 → 富良野チーズ工房 → 旭川空港 → 成田空港 → 多古町役場(解散)

※行程は変更になる可能性があります。

各世帯にお配りしたチラシに付いている申込書にご記入の上、参加費を添えて企画財政課までお申し込みください。(申込書は企画財政課窓口にも用意してあります)

お問い合わせ ● 企画財政課企画空港対策係 ☎ 76-5409

9月1日 多古町暴力団排除条例が施行されます

暴力団のいない 安心・安全なまちを目指して

暴力団排除の動きは全国的に広がっており、千葉県では、平成23年9月1日に「千葉県暴力団排除条例」が施行されました。

多古町においても町民の皆さんの安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的に「多古町暴力団排除条例」を制定し、9月1日から施行します。暴力団の排除に関する基本理念や基本的施策、暴力団の排除のための必要事項等を定めて、社会全体で暴力団の排除を推進するための条例です。

町民の皆さん、事業者、関係機関が一致協力し安心・安全なまちづくりに努めましょう。

基本理念

暴力団を恐れない!
暴力団に資金を提供しない!
暴力団を利用しない!

お問い合わせ ● 総務課庶務係 ☎ 76-2611

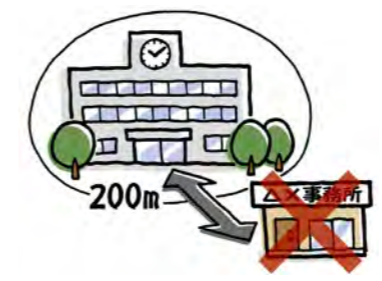
主な禁止行為と努力義務(千葉県暴力団排除条例より)

暴力団員の禁止行為



暴力団事務所に少年を立ち入らせる行為

暴力団員が少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止



一定区域内の暴力団事務所の開設・運営

学校などの施設の敷地周囲200m区域内で、暴力団事務所の開設・運営することの禁止



事業者から暴力団員に利益供与を受ける行為

暴力団員などが事業者から違反行為に該当する利益供与を受けることの禁止

事業者の努力義務・禁止行為



契約相手が暴力団でないことの確認・書面契約への暴力団排除条項導入

暴力団の組織力強化につながらないよう、契約相手が暴力団員などでないことの確認や契約書への暴力団の排除条項の導入設置に努める



暴力団事務所となることが知られて行う不動産譲渡契約等

暴力団事務所として使用されることを知って、不動産の売買や貸し付けなどの契約をすることの禁止



暴力団の威力を利用する目的等の利益供与

事業者が行う事業に関し、暴力団員などに対し、暴力団の威力を利用する目的などで行う利益供与の禁止

詳しい条例内容は9月1日以降の多古町ホームページをご覧ください。